

## 第67回日本小児保健協会学術集会 シンポジウム1

## 子どもの権利擁護・私達にできること

## 医療機関にできること

## —児童虐待防止医療ネットワーク事業をとおして—

藤田 貴子<sup>1)</sup>, 坂本 彩子<sup>1)</sup>, 川元 麗<sup>1)</sup>  
 安元 佐和<sup>2)</sup>, 小川 厚<sup>3)</sup>, 廣瀬 伸一<sup>1)</sup>

## 要 旨

福岡市では、2014年7月に児童虐待防止医療ネットワーク事業が開始し、福岡大学病院が拠点病院として指定を受けた。その取り組みの紹介と、児童虐待防止医療ネットワーク事業をとおして見えてきた、子どもの権利擁護のために医療機関ができることについて記載した。

医療機関の役割として、虐待の見落としを防ぎ、医療機関が連携をとり虐待対応に取り組むこと、また妊娠期からの予防的な支援、精神疾患など養育の困難さを抱えている家庭への早期介入、医療的ケアや育てにくさがある子どもへの包括的治療および福祉との連携を行うことなどが挙げられる。子どもが健やかに生き、育つ権利を守るために、職種を超えチームとして対応していく必要がある。

## I. 医療機関におけるこども憲章

医療機関にはそれぞれ独自の‘こども憲章’が掲げられている。医療機関のこども憲章は、1988年、病院のこどもヨーロッパ協会 EACH (European Association for Children in Hospital) が、その目標として「病院のこども憲章」EACH Charter を作成したことに始まる。日本で本憲章が初めて紹介されたのは1998年であり、2001年より憲章の履行を目標に据えた活動が開始された。子どもは最善の医療を受けるのはもちろんのこと、その権利が守られるよう医療機関は常に憲章を心に留めておく必要がある。福岡大学病院のこども憲章を図1に記す。

## II. 医療機関ができる子どもの権利擁護

医療機関が行う子どもの権利擁護としては、①健診や日常診療での疾患の早期発見と最善の治療、②こども憲章に基づき、医療を受ける際、子どもの権利が守られるよう子どもの理解する力や意思を尊重する、親の理解を促す、入院中でも学業や遊びの場を提供する、③児童虐待につながらないよう予防的な関わりを行う、④被虐待児とその親への支援などが挙げられる。今回は児童虐待防止医療ネットワーク事業をとおして考えた、子どもの権利擁護に焦点をあてて述べていく。

## 1. 福岡市児童虐待防止医療ネットワーク事業について

2012年度から中核的な医療機関を中心として、児童虐待対応の向上を図ることを目的に、児童虐待に適切に対応するための医療機関のネットワークづくりや保健医療従事者の研修等を行い、「児童虐待防止医療ネットワーク事業」が開始された。福岡大学病院は2014年7月に、児童虐待防止拠点病院に指定され活動を開始した。

事業内容として、

- (1) 児童虐待専門コーディネーターの配置
- (2) 児童虐待対応に関する相談への助言
- (3) 児童虐待対応向上のための教育研修
- (4) 拠点病院における児童虐待対応体制の整備

が挙げられる。

福岡市には各地区に小児医療を担う中核的病院が複数あることから、それぞれが連携のうえ、虐待に対応していく必要があると考え、独自の児童虐待防止医療

1) 福岡大学医学部小児科  
 2) 福岡大学医学教育推進講座  
 3) 福岡大学筑紫病院小児科

## けんり こどもの権利

福岡大学病院は、子どもの権利条約を遵守した上で、下記のとおり憲章を掲げ、子どもに寄り添った医療を提供していくよう努めてまいります。

子どもの権利条約は大きく分けて以下の4つの権利で構成されています。

生きる権利	育つ権利	守られる権利	参加する権利
すべての子どもの命が守られること	もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること	暴力や搾取、有害な労働などから守られること	自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

1. 子どもたちは、いつでもひとりの人として大切にされます。
2. 子どもたちにとって、安全でもっともよいと考えられる医療を受けることができます。
3. 子どもたちは、病気のことや病気を治していく方法について、年齢や理解する力に合わせた説明を受けることができます。
4. 子どもたちは、病気のことや病気を治していく方法について、十分な説明を受けたうえで、自分の気持ちや考えを病院のスタッフやご家族に伝えることができます。
5. 子どもたちは、病気を治していく方法について自分で決めることができないときは、ご家族に相談しながら決めてもらうことができます。
6. 子どもたちは、わからないことや不安になることがあるときは、いつでも病院のスタッフやご家族に話したり、聞いたりすることができます。
7. 子どもたちは、入院していても、年齢や症状にあわせて、スタッフがいる環境のなかで、遊びやレクリエーションに参加し、教育を受けることができます。
8. 子どもたちは、からだやこころの状態に合わせたケアを受けることができます。
9. 子どもたちは、病院のスタッフから継続して医療を受けることができます。
10. 子どもたちのプライバシーは、いつでも守られます。

図1 福岡大学病院 ‘こども憲章’

ネットワークを構築した。2020年現在、中核的病院7病院、福岡市近郊の小児救急に対応する中核的病院2病院の計9病院で構成し、年3回ネットワーク会議を開催している。また、各医療機関の児童虐待対応組織メンバーおよび福岡市の小児科、産科、精神科の医師会の代表者、児童相談所、保健福祉センター、弁護士等が集まり、症例検討、情報共有を行っている（図2）。症例検討では、対応に苦慮した症例や適切な対応につながった症例などを振り返り、それ

ぞれの医療機関での対応の参考としている。情報共有では、行政施策である子育て世代包括支援センターの現状や産後ケア事業、産後ヘルパー派遣事業などの取り組みを学ぶ機会となっている。また福岡市の児童虐待による死亡事例検証報告を踏まえ、医療機関がどのように対応すべきであったかの検討を行っている。

## 2. 医療現場の視点から考える児童虐待の背景

医療現場の視点から考える児童虐待の背景として、

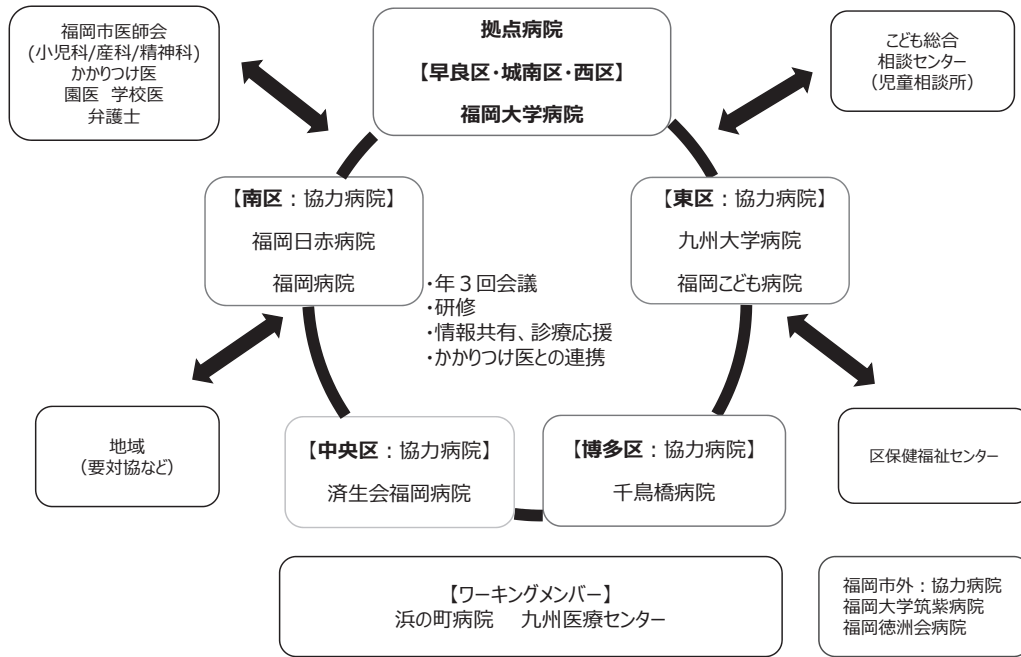
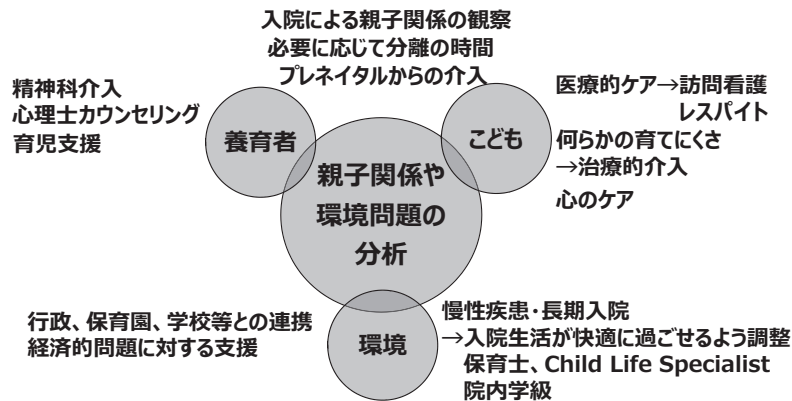


図2 福岡市児童虐待防止医療ネットワーク



医師、看護師、心理士、SWなど職種を超えて、チームとしての機能をいかす

図3 具体的な取り組み 医療機関だからできること

大きく養育者の要因と子どもの要因があり、何らかの養育の困難さが関係している。養育者の問題としては、①特定妊婦、②精神疾患、③慢性疾患、④被虐待体験、⑤育児能力の問題や育児不安などがあり、子どもの問題としては、①早産児、多胎、先天性疾患、合併症、②発達遅滞、発達障害、③慢性疾患などが挙げられる。医療機関は疾患だけではなく親子関係や生活環境の分析を行い、予防的な視点から虐待ハイリスクの家庭に早期介入していく必要があると考える（図3）。

### 3. 虐待ハイリスクな家庭への早期介入

#### 1) プレネイタルからの介入

虐待による死亡事例は0歳児が4割以上を占めており、その背景には母親が一人で悩みを抱えている場合、若年出産や望まない妊娠、母親自身の疾患のためにサポートが必要な場合など、家庭環境に問題があった事例が多くみられる。妊娠・出産期は養育者が精神的にも肉体的にも負荷がかかる時期であり、医療機関には育児不安のある家庭を見だし、早期に適切な支援へ結びつける役割もある。虐待のリスクがある家庭は、出産前から産科医、小児科医、精神科医などが連携し

サポートを検討, また医療機関と地域保健機関が連携し, 育児不安の軽減や切れ目のない支援を行うことで児童虐待の発生予防を図る。

#### 2) 児の育てにくさに対する介入

早産児や先天性疾患, およびその合併症により, 医療的ケアを必要とする児は, 通常の育児以上に養育の困難さがある。訪問看護やレスパイトなどの活用や福祉サービスを充実させることで養育者の負担を軽減することも, 医療機関の大切な役目である。また児の発達特性による育てにくさに関しては, 関わり方の指導や療育, 必要に応じて薬物治療も視野に入れた治療的介入を行い, その家庭が抱える問題を療育機関等と共有し, 家族をサポートすることが虐待の予防につながる。

#### 3) 精神疾患をもつ養育者への対応

養育者に精神疾患がある場合は, 妊娠・出産・育児の際, 精神科医, 小児科医, 産科医が連携して診療を行い, 問題の整理と情報共有, 早期介入が重要となる。また医療機関と他機関が連携し, 虐待の予防につなげていく。

#### 4) 日常診療での早期発見

日常診療やワクチン接種, 乳幼児健診などのプライ

マリケアにおける日常診療で, 子ども自身の育てにくさや養育環境について相談しやすい場を提供し, 積極的に介入していく必要がある。また外傷で受診した児に身体的虐待やネグレクトが隠れており, 小児科だけでなく ER や外科など, 子どもに関わるすべての診療科が連携し, 児童虐待を念頭に置いて病歴を詳細にとり, マルトリートメントの可能性がないか検討し, 対応にあたる必要がある。

#### 4. 被虐待児とその家庭への対応

被虐待児の全身診察および心のケア, また虐待をしてしまった養育者の精神的な治療と再発防止も, 行政とともに連携して行っていく役目もある。

### Ⅲ. さいごに

医療機関は, 医療という専門的立場から, ほかの機関では行えない家庭への支援を行うことができる。虐待を受けた子どもに対する対応はもちろんのこと, 虐待に至らないようハイリスクの家庭に早期介入し, 医師, 看護師, 心理士, ソーシャルワーカーなど職種を超えて, チームとして対応していくことで, 子どもの権利擁護につながると考える。